

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課長

鹿 内 弘 実

(公 印 省 略)

障害者支援施設及び生活介護事業所における利用者のおむつ代の取扱いについて（通知）

このことについては、平成 1 8 年 1 2 月 6 日付障発第 1 2 0 6 0 0 2 号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（以下「国通知」という。）」及び平成 1 9 年 6 月 2 9 日付け事務連絡「障害福祉サービスに係る Q&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 1）」の送付について（以下「国 Q&A」という。）」により、厚生労働省から通知がされており、適切な取扱いが求められてきたところです。

今般、改めて厚生労働省に障害者支援施設における利用者のおむつ代の取扱いについて、下記の通り確認を行いました。

つきましては、各施設・事業所においても、運営規程、利用者等との契約内容（契約書及び重要事項説明書）を確認いただき、適切にご対応いただくようお願いします。

記

1 本通知の対象となる障害福祉サービス

- (1) 施設入所支援（障害者支援施設）
- (2) 生活介護

2 おむつ代の取扱いについて

おむつ代については、国 Q&A において、利用者が自ら負担することを基本とするが、『おむつを常時利用する必要がある重度の障害者の利用が見込まれる「生活介護」については、報酬上も一定の評価をしていることから、利用者に対し、指定生活介護事業所（施設）が一律に提供するおむつについては、利用者から負担を求めてはならない』とされています。

「ただし、利用者の希望及び選定により、当該指定生活介護事業所（施設）が一律に提供するおむつ以外のおむつを提供する場合にあってはこの限りではない。」とされています。

（平成 1 9 年 6 月 2 9 日付け事務連絡「障害福祉サービスに係る Q&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 1）」）

3 厚生労働省への照会

生活介護事業所を併設する障害者支援施設の取扱いについては、以下のとおり回答がありま

した。

【東京都からの確認事項①】

「平成19年6月29日付け事務連絡のQ&Aに記載があるとおり、生活介護を実施する場合は、報酬上一定の評価をしていることから、まずは施設側でおむつを必要とする利用者に対しておむつを用意する必要がある。ただし、利用者側から銘柄指定等があった場合は、当該利用者同意の下、施設は利用者に対して「日用品費」として、おむつ代の請求ができる。」

【厚生労働省からの回答】

生活介護を実施する障害者支援施設におけるおむつ代の取り扱いについては、国通知にもある通り、報酬上一定の評価をしていることから、先日ご質問いただいた確認事項①のとおりとなります。

4 根拠法令

以下にお示しする都条例は、国の法令に準拠して定められており、その取扱いも国通知に準拠しております。

- (1) 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 第18条
(平成24年12月13日条例第137号)
- (2) 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 第25条及び第26条
(平成24年12月13日規則第136号)
- (3) 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 第6条
(平成24年12月21日 規則第173号)
- (4) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第82条及び第83条
(平成18年厚生労働省令第171号)
- (5) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 第19条
(平成18年厚生労働省令第172号)
- (6) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
第五の3 (1) (平成18年12月6日付障発第1206001号)
- (7) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
第三の3 (13) (平成19年1月26日付障発第0126001号)
- (8) 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成18年12月6日付障発第1206002号 厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知)
- (9) 平成19年障害福祉サービスに係るQ&A (指定基準・報酬関係) (VOL.1)
(平成19年6月29日付け 厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡)

【問い合わせ】

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当 (ダイヤルイン) 03-5320-4156